一般競争参加者の資格制限

第７条第２項の規定により、契約責任者が一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により当該競争を適正かつ合理的に行なうため、特に必要があると認めるときにおける一般競争参加者の資格の決定について、次のように定める。

（資材の搬入、物件の納入場所等を考慮する必要がある場合）

第１　契約の種類により、その適正な履行を図るため、資材の搬入、竣工期限、物件の納入期限等を考慮する必要がある場合においては、工事等の施行場所、物件の納入場所等を考慮して、契約上有利と認められる一般競争参加者に制限することができる。

（特殊な工事、製造等について実績を考慮する必要がある場合）

第２　特殊な工事、製造等の契約について、その工事、製造等と同一の工事、製造等を他に施行した実績がある者に行わせる必要がある場合においては、当該実績を有する一般競争参加者に制限することができる。

（特殊な技術、機械等を必要とする工事等の場合）

第３　工事、製造等の請負契約の性質上、特殊な技術、機械等を必要とする場合においては、当該技術、機械等を有する一般競争参加資格者に制限することができる。

（予定価格の金額により制限する場合）

第４　建設工事（土木建築に関する工事をいう。以下同じ。）に係る契約については、

第７条第１項の規定により定めた資格の等級について、予定価格の金額の限度に従って次の表のとおり区分（一式工事業者とは建設業法第２条第１項別表に規定する土木一式工事及び建築一式工事を請け負う者をいい、一式工事業者以外の工事業者とは建設業法第２条第１項別表に規定する土木一式工事及び建築一式工事以外の工事を請け負う者をいう。以下同じ。）して、一般競争参加資格者を制限することができる。ただし、当該資格を有する者の競争参加が僅少である等と認められるときは、当該資格の等級の１級上位若しくは２級上位又は１級下位の資格の等級に格付けされた業者を加えることができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | | 等級 | 予定価格の金額 |
| 建設工事 | 一式工事業者 | A | 450万SDR以上 |
| B | ２億円以上450万SDR未満 |
| C | ７千万円以上２億円未満 |
| D | ７千万円未満 |
| 一式工事業者以外の工事業者 | A | １億円以上 |
| B | ３千５百万円以上１億円未満 |
| C | ３千５百万円未満 |

（有資格者名簿による競争の特例）

第５　製造、販売、買受け及び役務の提供に係る契約において、当該資格を有する者の競争参加が僅少である等と認められるときは、物品製造業者、物品販売業者、役務提供業者及び物品買受業者の区分に従い、次の表の予定価格に応じた同表右欄の競争参加資格の等級に格付けされた業者により一般競争を行うことができる。

▼物品製造業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 予定価格 | 基準等級 | 競争参加者資格の等級 |
| 3,000万円以上 | Ａ | **「Ａ、Ｂ、Ｃ」** |
| 2,000万円以上3,000万円未満 | Ｂ | **「Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ」** |
| 400万円以上2,000万円未満 | Ｃ | **「Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ」** |
| 400万円未満 | Ｄ | **「Ｂ、Ｃ、Ｄ」** |

▼物品販売業者、役務提供業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 予定価格 | 基準等級 | 競争参加者資格の等級 |
| 3,000万円以上 | Ａ | **「Ａ、Ｂ、Ｃ」** |
| 1,500万円以上3,000万円未満 | Ｂ | **「Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ」** |
| 300万円以上1,500万円未満 | Ｃ | **「Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ」** |
| 300万円未満 | Ｄ | **「Ｂ、Ｃ、Ｄ」** |

▼物品買受業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 予定価格 | 基準等級 | 競争参加者資格の等級 |
| 1,000万円以上 | Ａ | **「Ａ、Ｂ、Ｃ」** |
| 200万円以上1,000万円未満 | Ｂ | **「Ａ、Ｂ、Ｃ」** |
| 200万円未満 | Ｃ | **「Ａ、Ｂ、Ｃ」** |

第６　前各項に定めるもののほか、不誠実な行為その他信用度の低下の有無を考慮して一般競争参加資格者を制限することができる。

第７　前各項に定めるもののほか、特に一般競争参加資格者について、制限する必要があると認める場合は、あらかじめ学長の承認を得て必要な資格を定めることができる。

（技術力を有する中小企業者等を入札に参加させる場合）

第８　重点的に取り組む分野における入札については、次のいずれかに該当する技術力を有すると認められた者の入札を認めることができる。

（１）当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績を証明できる者であること。

（２）第７条第１項及び第２項の規定により定めた資格の等級に付与された数値合計に次の技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者であること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　　　　　　　目 | 区分 | 加算数値 |
| 特許保有件数（当該入札物件に関連する特許）  注１ | ３件以上 | 15 |
| ２件 | 10 |
| １件 | 5 |
| 技術士資格保有者数　　　　　　　　　　　　　　　　　（当該入札物件の製造に携わる従業員）  注２ | ９人以上 | 15 |
| ７～８人 | 12 |
| ５～６人 | 9 |
| ３～４人 | 6 |
| １～２人 | 3 |
| 技術認定者数（等級、１級、単１等級）　　　　　　　　　（当該入札物件の製造に携わる従業員） | １１人以上 | 6 |
| ９～１０人 | 5 |
| ７～８人 | 4 |
| ５～６人 | 3 |
| ３～４人 | 2 |
| １～２人 | 1 |
| 注１　特許には、海外で取得した特許を含む。 |  |  |
| 注２　技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、技術士の業務を行うために必要な相当の知識及び能力を有すると契約責任者が認めたものを含む。 | | |
|  | | |

（３）中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成１１年法律第１８号）第２条第９項の規定による特定補助金等（同条第１０項に規定する特定補助金等を含む。）の交付を受けた中小企業者であり、当該入札に係る物品の製造に関する技術的能力を証明できる者であること。